

平成19年から実施された税源移譲では、ほとんどの人は住民税が増えても所得税が減るため「所得税+住民税」の税負担の総額は変わりません。

減額には申告が必要です!!

しかし、休職や退職などにより19年の所得が18年と比較して激減し、所得税が発生しないと、税率の高い住民税のみ課税されていることになります。この場合、申告書を提出することによって、高い税率で課税された平成19年度の住民税を改正前の低い税率で課税計算し、その差額をお返しする減額措置が適用されます。



例えば・・・

夫婦で夫のみ給与収入500万円の場合をみてみましょう。
※一定の社会保険料控除などを考慮して計算しています。
※住民税は別に均等割が課税されます。

所得の変動なし

	平成18年(年度)	平成19年(年度)
所得税(年)	220,000円	122,500円
住民税(年度)	130,000円	227,500円
合 計	350,000円	350,000円

所得変動がないと税率が変わっても所得税・住民税の合計は変わりません

所得の変動あり



申告書を提出すると

	平成19年(年度)	
所得税(年)	0円	19年分所得税が発生しない
住民税(年度)	227,500円	18年中所得に基づき課税済

高い税率の住民税だけ課税されています

	平成19年度住民税		還付額 (お返しする税金)
	実際に課税 している税額	税源移譲前税率の 税額	差 額
住民税	227,500円	130,000円	97,500円

●対象者

平成18年分は所得税が発生したが、平成19年分は所得税が発生しない人で、以下の(1)と(2)の条件を満たす人

(1) 平成19年度

住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が所得税との人的控除額の差の合計額を越える

(2) 平成20年度

住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が所得税との人的控除額の差の合計額以下である
※住宅ローン控除や配当控除など、税額控除により所得税がかからない場合や、平成19年中に死亡した人、平成20年1月1日国内に居住していない人は適用がありません。

※平成19年分の所得の申告が済んでいない人は申告が必要です。

詳しくは税務課までお問い合わせください。

●対象年度 平成19年度分のみ

●申告書提出先

平成20年7月1日～31日までの間に、平成19年1月1日現在に居住していた市町村の税務課へ減額申告書を提出してください。申告書は税務課に備え付けます。また、市ホームページに様式を掲載する予定です。

小学生まで児童手当が支給されます

児童手当・現況届のお問い合わせは 子育て支援課(西合志庁舎) ☎(242)1159

●支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している人に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

●支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員は勤務先)の認定を受けることで申請した翌月分から支給されることになります。

●支給月額

○3歳未満 一律10,000円

○3歳以上 第1子・第2子／5,000円、第3子以降／10,000円

●支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

●所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。詳しくは子育て支援課窓口(公務員は勤務先)へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

平成20年度所得制限限度額

単位(万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額(所得額ベース)は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。



児童手当は、児童を養育している人の家庭生活の安定と児童の健全育成・資質の向上を図ることを目的として支給されるものです。

児童手当を現在受給中の人は
現況届の提出をお忘れなく!

児童手当を受給中の人は、毎年6月には、現況届を提出する必要があります。

受給中の人は、自宅へ現況届の用紙を郵送します。6月中に必ず提出してください。

この届けを提出しないと、受給資格があっても、手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。
なお、平成19年度に児童手当の所得制限の限度額を超えて受給資格がなくなった人も、今年からは受給ができる場合もあります。詳しくはお尋ねください。

●提出先

- 子育て支援課(西合志庁舎)
- 合志庁舎総合窓口
- 須屋支所・泉ヶ丘支所